

平成13年10月11日

制定

(設置)

第1条 関西大学学則第68条の規定に基づき、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）を置く。

(目的)

第2条 機構は、先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 先端科学技術に関する研究、調査及びその成果の発表
- (2) 中央省庁、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金等を伴う研究開発事業等の推進
- (3) 受託研究、学外共同研究等の産学官連携・協力事業の推進
- (4) シンポジウム及び講演会の開催
- (5) その他機構が必要と認める事業

(研究部門)

第4条 機構に、先端科学技術を研究する次の研究部門を置く。

- (1) 新物質・機能素子・生産技術
- (2) 情報・通信・電子
- (3) 生命・人間・ロボティクス
- (4) 環境・エネルギー・社会

(研究センター等)

第5条 機構に、先端科学技術に関するプロジェクト研究を遂行するため、次の研究センター等を置く。

- (1) 戦略的研究推進センター
- (2) 医工薬連携研究センター
- (3) 地域再生センター
- (4) 社会空間情報科学研究センター
- (5) 関大メディカルポリマー研究センター
- (6) その他中央省庁、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金等を伴う研究プロジェクト

2 前項の研究センター及び研究プロジェクトの運営に関する規定は、別に定める。

(構成)

第6条 機構に次の構成員を置く。

- (1) 機構長 1名
- (2) 副機構長 1名
- (3) 部門長 4名
- (4) 各研究センターの長
- (5) 前条第1項第6号に規定する研究プロジェクトの長
- (6) 研究員
- (7) 事務職員 若干名

2 前項第6号に規定する研究員は、第4条に定める研究部門のいずれかに所属する。

3 機構に若干名の顧問を置くことができる。

4 機構にコーディネーターを置くことができる。コーディネーターに関する規定は別に定める。

5 機構に若干名の委託研究員を置くことができる。

(機構長)

第7条 機構長は、機構を代表し、その業務を統括する。

2 機構長は、学長が関西大学（以下「本学」という。）専任教授のうちから、研究員会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命する。

3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 機構長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副機構長)

第8条 副機構長は、機構長を補佐する。

2 副機構長は、機構長が第10条第2項に規定する研究員のうちから研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 副機構長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第9条 各研究部門内に1名の部門長を置き、部門長は各研究部門の運営に当たる。

2 部門長は、次条第2項の研究員のうちから機構長が研究員会の議を経て選任する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第10条 研究員は、研究計画に基づき、研究業務に従事する。

2 研究員は、機構長が本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

3 機構長は、特に必要と認めた場合は、前項に規定する資格を有しない者の中から研究員会の議を経て研究員を学長に推薦し、理事会が委嘱する。

(顧問)

第11条 顧問は、機構長が研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が委嘱する。

2 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委託研究員)

第12条 委託研究員は、運営委員会の議を経て機構長が許可する。

2 委託研究員は、許可された期間及び研究事項の範囲内において、研究員の指導を受け、研究に従事することができる。

(運営委員会)

第13条 機構に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、機構長、副機構長、部門長、各研究センターの長及び研究プロジェクトの長若干名をもって構成する。

3 機構長は、必要に応じて、顧問、本学専任教育職員及び学内外学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、機構長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 機構の運営に関する事項
- (2) 研究及び調査に関する事項
- (3) 機構の自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
- (4) 産学官連携・協力に関する事項
- (5) 機構の人事に関する事項
- (6) 機構の予算に関する事項
- (7) その他機構に関する重要事項

(研究員会)

第15条 機構に研究員会を置く。

2 研究員会は、機構長及び第10条第2項に規定する研究員をもって構成する。

第16条 研究員会は、機構長が招集し、議長となる。

2 研究員会は、機構の事業及び運営に関する基本的な事項を審議する。

(安全委員会)

第17条 機構に安全委員会を置く。

- 2 安全委員会は、機構の安全衛生管理及び運営に関する基本的な事項を協議する。
- 3 委員会の目的、構成、任務等については、別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、研究員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 関西大学工業技術研究所規程（昭和39年1月1日制定。以下「旧規程」という。）は廃止する。
- 3 旧規程第7条第2項の規定により任命され、この規程施行の際研究員の職にある者は、この規程施行の日において、第11条第2項の規定により任命されたものとみなす。
- 4 この規程施行の際工業技術研究所長の職にある者は、この規程施行の日において、第8条の規定による機構長とみなす。この場合において、その任期は、旧規程により工業技術研究所長となった日から起算する。
- 5 第9条第2項の規定により任命される最初の幹事の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成17年6月28日から施行する。
- 2 この規程（改正）施行後最初に第10条第2項の規定により選任された主幹の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成21年2月19日から施行する。
- 2 規程第7条に定める機構長、同第9条に定める部門長、同第5条に定めるセンターの長は、年齢の上限を満67歳とし、満67歳に達した日の属する年度の末日をもって任期を終えるものとする。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成24年6月1日から施行する。

2 関西大学ハイテク・リサーチ・センター内規（平成10年4月3日制定）、関西大学学術フロンティア・センター内規（平成10年4月3日制定）及び関西大学産学連携研究センター内規（平成16年11月11日制定）は、廃止する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2023年4月1日から施行する。